

証券コード 9827

発信日 2024年3月13日

電子提供措置の開始日 2024年3月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田俊之

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を除き電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://d.sokai.jp/9827/tei/ji/>



<https://www.lilycolor.co.jp/>（当社ウェブサイト）



（当社ウェブサイトよりご確認ください場合、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主総会関係」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リリカラ」または「コード」に当社証券コード「9827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、その場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 大ホール
※昨年の定時株主総会と異なる会場でございますので、
ご留意くださるようお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項
報告事項 第83期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議
案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお
取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書
用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インター
ネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載い
たします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	やま だ とし ゆき 山田 俊之 (1962年12月13日生)	1985年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1993年4月 当社入社 1997年12月 経営企画部長 1999年3月 常務取締役総務本部長兼企画本部長 2000年3月 専務取締役総務本部長兼企画本部長 2001年3月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長 2002年7月 専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 2003年4月 取締役専務執行役員総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 2005年6月 代表取締役最高執行責任者 2006年9月 代表取締役社長 2021年3月 代表取締役社長執行役員 2022年2月 取締役 2023年7月 代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 当社の会社経営に関する豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	1,642,248株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	すえ まつ ひろ き 末 松 博 貴 (1971年7月3日生)	<p>1995年11月 当社入社 2017年9月 インテリア営業本部首都圏営業1部長代理 2018年1月 執行役員インテリア営業本部長 2020年3月 取締役執行役員インテリア営業本部担当兼インテリア営業本部長 2021年3月 執行役員インテリア営業本部長 2022年2月 常務執行役員インテリア営業本部長 2022年6月 常務執行役員インテリア営業本部長兼マーケティング本部長 2023年1月 専務執行役員インテリア事業統括兼インテリア営業本部長兼マーケティング本部長 2023年3月 代表取締役社長執行役員インテリア事業統括 2023年6月 代表取締役社長執行役員インテリア事業部長 2023年7月 取締役副社長執行役員インテリア事業部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p> <p>(取締役候補者としての選任理由) 当社のインテリア事業部長としての役割・責務を実効的に果たしており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	4,000株
3	はら しん 伸 原 伸 (1969年6月26日生)	<p>1992年4月 当社入社 2013年1月 オフィスソリューション第1営業部長 2018年1月 執行役員オフィスソリューション営業本部長 2019年3月 取締役執行役員オフィスソリューション営業本部担当兼オフィスソリューション営業本部長 2021年3月 執行役員オフィスソリューション営業本部長 2022年2月 常務執行役員スペースソリューション事業統括兼オフィスソリューション営業本部長兼リノベーション営業本部長 2022年7月 常務執行役員スペースソリューション事業統括兼スペースソリューション営業本部長 2023年3月 取締役常務執行役員スペースソリューション事業統括兼スペースソリューション営業本部長 2023年6月 取締役常務執行役員スペースソリューション事業部長兼スペースソリューション営業本部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) なし</p> <p>(取締役候補者としての選任理由) 当社のスペースソリューション事業部長としての役割・責務を実効的に果たしており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当 社 株 式 数
4 ※	ひら やま まさ や 平 山 雅 也 (1961年10月5日生)	1985年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2011年10月 インドネシア三井住友銀行社長 2017年7月 日本電産株式会社（現ニデック株式会社）入社 グループ会社管理部長 2023年4月 ニデックアドバンスドモータ株式会社専務執行役員 2023年10月 当社専務執行役員コーポレート本部長（現任） (重要な兼職の状況) なし (取締役候補者としての選任理由) 銀行子会社の社長および上場会社のグループ会社の役員を歴任し、当社の取締役としてキャリア・実績において相応しいと考えられること、また、人格並びにビジネスに関する識見において、当社の取締役に相応しいと考えられることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	5,000株
5	いし はら かず ひろ 石 原 一 裕 (1949年4月18日生)	1973年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年2月 同行法人営業部長 2002年9月 ショーボンド建設株式会社常務取締役 2005年8月 同社代表取締役社長 2008年1月 ショーボンドホールディングス株式会社代表取締役社長 2010年1月 ショーボンド建設株式会社代表取締役副会長 2017年9月 ショーボンドホールディングス株式会社特別顧問 2019年6月 株式会社川金ホールディングス社外監査役（現任） 2020年3月 ローランド株式会社社外監査役（現任） 2023年7月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社川金ホールディングス社外監査役 ローランド株式会社社外監査役 (社外取締役候補者としての選任理由および期待される役割の概要) 金融・財務面の豊富な知見および経営者としての幅広い経験を有しており、事業面の成長戦略の立案実行への貢献はもちろん、財務面からのモニタリングにも期待でき、また、人格・見識ともに優れていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	100株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 石原一裕氏は、社外取締役候補者であります。

4. 石原一裕氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8か月となります。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、取締役候補者である石原一裕氏との間で責任限定契約を締結しており、石原一裕氏が原案どおり取締役に選任された場合は、石原一裕氏との間で

同様の契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号および第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7. 石原一裕氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、石原一裕氏が取締役に選任された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年3月30日開催の第80回定時株主総会において、月額10,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は3名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

さらに、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普

通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員、および一部従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が当社または当社子会社の役職員等の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を任期満了または定年その他の正当な事由（対象取締役の自己都合によるものは含まれません。以下同じです。）により退任または退職（死亡による退任または退職を含みます。以下同じです。）した場合は当該退任または退職の直後の時点。）をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員等の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（４）当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。また、当社は、上記（３）

の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、第3号議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の内容に変更する予定であります。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、取締役に對するインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うこととします。

②基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は月例の固定報酬とし、報酬額については、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、当社の業績や各役割に応じた貢献度合いのほか、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申を反映させ、取締役会で合議の上決定します。

③株式報酬（非金銭報酬等）

非金銭報酬等は譲渡制限付株式を付与するものとし、対象取締役の職位を基準として、担当職務や当社の経営状況等を総合的に勘案し、株主総会の決議によって決定した限度額および割り当てる株式の総数の限度内において、支給の有無および額を決定します。当該株式報酬を支給する場合は、毎年一定の時期に支給します。なお、当該株式報酬の支給額および支給時期については、指名報酬委員会の答申を反映させ、取締役会で合議の上決定します。

④各報酬等の割合の決定方針

基本報酬および株式報酬の金額割合は、当該各報酬等の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与するために適切な割合とします。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 大ホール



交通●JR (総武線) 市ヶ谷駅より徒歩約2分

●東京メトロ (南北線・有楽町線) 市ヶ谷駅「7番出口」より徒歩約1分

●都営地下鉄 (新宿線) 市ヶ谷駅「4番出口」より徒歩約2分

第 83 期 報 告 書

(第83回定時株主総会招集ご通知添付書類)

自 2023年 1 月 1 日
至 2023年12月31日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長執行役員 山田 俊之

事 業 報 告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の様々な制限が緩和され、景気は緩やかな回復の動きが見られるものの、地政学的リスクの高止まりや原油価格の高止まり等に伴う燃料や原材料価格の高騰、急激な為替変動等、依然として厳しい状況が続いております。

インテリア業界におきましては、重要な指標である新設住宅着工戸数は、前年対比マイナス基調で推移しており、原材料価格の高騰等の影響が顕在化しており、先行きは予断を許さない状況となっております。

当社は、2021年12月期から2023年12月期までの中期経営計画「D a a S (ダース)」を策定し、新たなビジネスチャンスの取り込みと、事業構造の変革に取り組んでまいりました。

この様な環境のもとで、当社の売上高は前事業年度比1.5%減の32,770百万円、営業利益は前事業年度比11.2%減の1,440百万円、経常利益は前事業年度比11.1%減の1,414百万円、当期純利益は前事業年度比3.3%減の929百万円となりましたが、中期経営計画の数値目標は達成いたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

① インテリア事業

壁装材は6月にホテル、商業施設、医療・福祉施設、オフィスや店舗など全てのコントラクト物件に向けた不燃ビニル壁紙見本帳“ウィル”を発行、カーテンは、5月に「Ready for your New Life」をコンセプトに、それぞれ異なる「こだわり」を持った人たちの「新しい暮らし」をより楽しく、より素敵に過ごすことができるようなアイテムをご提案する見本帳“サーラ”を発行、床材は、4月に住宅、非住宅問わず幅広く提案できる複層ビニル床タイル見本帳“エルワイタイル”を発行した他、壁装材見本帳“V-ウォール”、“ライト”、“らくらくリフォームプレミアム”、カーテン見本帳“アンドタイム”、床材見本帳“クッションフロア”等を増冊発行し拡販に努めましたが、売上高は前事業年度比4.1%減の26,222百万円となり、セグメント利益は前事業年度比25.8%減の1,245百万円となりました。

② スペースソリューション事業

新しい働き方に対応したオフィス空間構築を検討する顧客企業に対し、顧客ニーズに寄り添った提案活動に注力し、堅調に推移いたしました。この結果、売上高は前事業年度比10.7%増の6,547百万円となり、セグメント利益は194百万円（前事業年度はセグメント損失56百万円）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資

特記すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2020年12月期 (第80期)	2021年12月期 (第81期)	2022年12月期 (第82期)	2023年12月期 (第83期) 当事業年度
売 上 高	32,760,556	32,438,490	33,253,479	32,770,286
営 業 利 益	88,620	529,844	1,622,709	1,440,229
経 常 利 益	37,555	485,725	1,591,010	1,414,352
当 期 純 利 益	55,516	329,022	961,556	929,820
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	4円52銭	26円76銭	78円21銭	75円63銭
総 資 産	18,948,689	19,084,902	21,094,764	20,169,771
純 資 産	6,417,774	6,779,172	7,708,159	8,538,592
1 株 当 た り 純 資 産 額	521円98銭	551円38銭	626円94銭	694円48銭

(注) 各事業年度の主要な変動要因は次のとおりであります。

2021年12月期(第81期)は、インテリア事業、スペースソリューション事業ともに売上原価率が改善したことを主因として、営業利益、経常利益、当期純利益は増加しております。

2022年12月期(第82期)は、インテリア事業の壁装材仕入価格値上げに伴う合計3度の販売価格改訂を主因として、営業利益、経常利益、当期純利益は増加しております。

2023年12月期(第83期)の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移するものと予想され、以下の課題を重点的に推進してまいります。

- (1) **インテリア事業における基盤再構築**
 - ・住宅リフォーム、賃貸物件のリフォーム需要等
 - ・集合住宅等の大型案件の獲得強化
 - ・見本帳投資の強化
- (2) **インテリア事業における非住宅案件の取り込み強化**
 - ・壁装材、床材、化粧シート等の取扱い商品群強化によるソリューション営業の推進
 - ・医療福祉関係市場の重点開拓
 - ・スペースソリューション事業とのシナジー効果の拡大
- (3) **スペースソリューション事業の強化**
 - ・オフィス環境分野における取引顧客の拡大
 - ・企業の移転需要や「働き方改革」に伴うオフィスリニューアル需要の取り込み

1-5. 主要な事業内容

- (1) **インテリア事業** ……壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を行っており、主として当社独自で開発した商品「リリカラ」をメーカーに製造委託し、代理店あるいは一部内装工事業者等に販売しております。
- (2) **スペースソリューション事業** ……オフィス空間及び施設のインテリア設計・施工、プロジェクト管理、家具、間仕切、事務用品等の提案・販売、不動産売買・賃貸の仲介業務を行っております。

1-6. 主要な営業所等及び使用人の状況

(1) 主要な営業所等（2023年12月31日現在）

本 社 東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番20号

営 業 所 インテリア事業

札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、大阪支店
（大阪市）、広島支店（広島県廿日市市）、九州支店
（福岡市）

スペースソリューション事業

スペースソリューション事業（東京都港区）

流通センター インテリア事業

東京流通センター（東京都品川区）、東大阪流通セン
ター（大阪府東大阪市）

(2) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
515 (189)	43.3	16.6

セグメントの名称	従業員数(人)
インテリア事業	382 (175)
スペースソリューション事業	100 (10)
全社（共通）	33 (4)
合計	515 (189)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
2. パートタイマー及びアルバイトを含む臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外書で記載しております。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借 入 先	期 末 借 入 残 高(千円)
株式会社三井住友銀行	439,700
株式会社商工組合中央金庫	343,860
株式会社みずほ銀行	339,696
株式会社三菱UFJ銀行	245,025
株式会社りそな銀行	211,800
三井住友信託銀行株式会社	50,000
株式会社千葉銀行	30,000

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、経営体質の強化及び将来の事業展開に必要な内部留保の確保と経営成績に応じた配当を実施してまいりたいと考えております。当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、財務状況や業績等を総合的に勘案したうえで、1株当たり14.5円とさせていただく予定であります。

なお、2024年2月14日付「中期経営計画策定のお知らせ」にて公表したとおり、2024年12月期より方針を下記のとおり変更いたしました。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、単年度の経営成績に左右されず、中長期的な経営成績や投資計画に基づき安定した配当を行うことを目的とし、株主資本配当率（DOE）5%、配当性向40%、且つ1株当たり36円を下限とした配当を実施してまいりたいと考えております。

1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,294,946株（自己株式367,154株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 3,526名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	3,281,800	26.69
山 田 俊 之	1,642,248	13.35
株 式 会 社 本 間	555,000	4.51
山 田 典 子	504,803	4.10
山 田 雅 代	503,472	4.09
山 田 俊 子	494,410	4.02
野 村 證 券 株 式 会 社	401,095	3.26
リ リ カ ラ 社 員 持 株 会	223,088	1.81
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,600	1.63
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	198,000	1.61

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式）367,154株を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を切捨てて、小数点第二位まで表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2023年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山田俊之	代表取締役社長執行役員	
末松博貴	取締役副社長執行役員 インテリア事業部長	
原伸	取締役常務執行役員 スペースソリューション事業部長兼スペースソリューション営業本部長	
石原一裕	取締役	株式会社川金ホールディングス社外監査役 ローランド株式会社社外監査役
増子文明	取締役 監査等委員	鳳友コンサルティング株式会社取締役 鳳友公認会計士共同事務所代表構成員 株式会社ダイワグループ社外監査役 Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社社外監査役
伊東垂矢子	取締役 監査等委員	三宅坂総合法律事務所パートナー
菅弘一	取締役 監査等委員	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 虎ノ門第一法律事務所パートナー
原井武志	取締役 監査等委員	原井武志公認会計士事務所代表 監査法人Growthパートナー

- (注) 1. 2023年3月30日開催の第82回定時株主総会において、末松博貴氏、原伸氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新たに選任され就任いたしました。また、同日に開催された取締役会において、末松博貴氏は代表取締役社長執行役員に選定されました。
2. 2023年3月30日開催の第82回定時株主総会において、増子文明氏、伊東垂矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏は取締役監査等委員に新たに選任され就任いたしました。
3. 2023年7月3日をもって、今福宏氏は代表取締役及び取締役を辞任いたしました。なお、退任時における地位及び担当は代表取締役専務執行役員でありました。
4. 2023年7月4日開催の臨時株主総会において、山田俊之氏、石原一裕氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に新たに選任され就任いたしました。また、同日に開催された取締役会において、山田俊之氏は代表取締役社長執行役員に選定されました。
5. 当事業年度中の役員の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
末松博貴	代表取締役 社長執行役員	取締役 副社長執行役員	2023年7月4日

6. 取締役監査等委員増子文明氏、原井武志氏の2名は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 取締役石原一裕氏、増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の5名は、社外取締役であります。
9. 当社は、社外取締役石原一裕氏、増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、社外取締役である石原一裕氏及び社外取締役監査等委員である増子文明氏、伊東亜矢子氏、菅弘一氏、原井武志氏の5名は、当社との間で、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が会社法第423条第1項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号及び第2号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）を当然に免責するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、当該取締役の企業価値の向上意欲を高めるとともに、当社が上場企業として持続的な成長を続けることを目的として、「職責を果たす」ことへの対価として、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に金銭にて固定報酬（100%）を支給する方針であり、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬月額については、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、指名報酬委員会の答申を反映させ、取締役会で合議の上決議しております。なお、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、上記手続に従って決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、株主総会の決議による役員の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき月額10,000千円以内（2021年3月30日開催第80回定時株主総会決議。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名。）、監査等委員である取締役につき月額5,000千円以内（2021年3月30日第80回開催定時株主総会決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に對する退任時の慰労金は支給いたしません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	62,860 (3,000)	62,860 (3,000)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26,300 (26,300)	26,300 (26,300)	— (—)	— (—)	8 (8)
合 計 (うち社外役員)	89,160 (29,300)	89,160 (29,300)	— (—)	— (—)	14 (9)

(注) 上表には、2023年3月30日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）4名並びに2023年7月3日をもって辞任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名	兼職先での地位
取締役	石原一裕	株式会社川金ホールディングス	社外監査役
		ローランド株式会社	社外監査役
取締役 監査等委員	増子文明	鳳友コンサルティング株式会社	取締役
		鳳友公認会計士共同事務所	代表構成員
		株式会社ダイワグループ	社外監査役
		Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社	社外監査役
取締役 監査等委員	伊東亜矢子	三宅坂総合法律事務所	パートナー
取締役 監査等委員	菅 弘一	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授
		虎ノ門第一法律事務所	パートナー
取締役 監査等委員	原井武志	原井武志公認会計士事務所	代表
		監査法人Growth	パートナー

(注) 社外取締役の各兼職先法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	石原一裕	2023年7月4日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会8回のうち6回に出席しております。議案審議等に必要発言を、経営的な見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	増子文明	2023年3月30日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席しております。議案審議等に必要発言を、主に公認会計士としての専門の見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	伊東亜矢子	2023年3月30日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席しております。議案審議等に必要発言を、主に弁護士としての専門の見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	菅 弘一	2023年3月30日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席しております。議案審議等に必要発言を、主に弁護士としての専門の見地から適宜行っております。
取締役 監査等委員	原井武志	2023年3月30日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席しております。議案審議等に必要発言を、主に公認会計士としての専門の見地から適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

会計監査人の名称 清陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認した上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等においては、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

また、総務部を中心に取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人に対して教育等を行う。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義がある行為等について使用人が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、コーポレート本部長が責任を持って保存する。取締役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月一回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催する。
- ② 代表取締役社長執行役員その他の執行役員（監査等委員でない常勤取締役を含む。）による、経営会議を原則月一回以上開催し、社内規程に基づき、審議のうえ執行に関する決議を行う。
- ③ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、内部監査室員等から監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名する。

(6) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、必要な場合は監査等委員会が代表取締役社長執行役員に対して変更を申し入れることができるものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長執行役員は、監査等委員と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。
- ③ 監査等委員会は、独自に、必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査等委員の業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- ④ 内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査等委員会は、内部統制システムの不備として、内部監査部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長執行役員または取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び使用人その他会社の業務に従事するものに対し、啓発活動を継続的に実施するものとする。
- ② 反社会的勢力の排除に向けて、コーポレート本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。
- ③ 反社会的勢力からの不当な要求に接したときは、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

6-2. 運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に沿って内部統制システムを整備し運用を行っております。当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続の見直しが行われており、上記の基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。なお、その概要を記すと次のとおりとなります。

- (1) 取締役会を22回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営成績を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また経営会議を15回開催しており、審議のうえ執行決議を行いました。
- (2) 監査等委員会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとする重要会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守についての監査を行いました。
- (3) コンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を4回開催し、取締役・監査等委員・各部門責任者より、コンプライアンスの徹底、リスクの未然防止について全社的な情報共有を行いました。
- (4) 監査等委員と会計監査人、内部監査室は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については早期に是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,011,564	流動負債	10,483,302
現金及び預金	2,804,686	支払手形	104,186
受取手形	1,383,909	電子記録債務	2,441,040
電子記録債権	2,465,346	買掛金	5,510,929
売掛金	4,509,730	短期借入金	334,700
契約資産	48,742	1年内返済予定の	
商品	3,293,953	長期借入金	551,539
未成工事支出金	199,942	リース債務	62,008
貯蔵品	726	未払金	544,894
前払費用	128,593	未払消費税等	168,954
前払見本帳費	495,381	未払費用	152,250
未収入金	668,897	未払法人税等	157,662
その他の	14,440	契約負債	16,746
貸倒引当金	△2,787	預り金	74,703
固定資産	4,158,207	前受収益	1,127
有形固定資産	1,469,311	賞与引当金	318,473
建物	321,229	固定資産購入等	
構築物	396	電子記録債務	44,086
機械及び装置	33,759	固定負債	1,147,876
車両運搬具	10,142	長期借入金	773,841
工具、器具及び備品	90,600	リース債務	76,943
土地	973,432	退職給付引当金	163,425
リース資産	39,750	資産除去債務	89,971
無形固定資産	315,588	その他	43,695
ソフトウェア	205,576	負債合計	11,631,179
電話加入権	10,306	純資産の部	
リース資産	99,704	株主資本	8,345,793
投資その他の資産	2,373,308	資本金	3,335,500
投資有価証券	456,419	資本剰余金	2,362,793
出資金	4,805	資本準備金	2,362,793
破産更生債権等	78,456	利益剰余金	2,708,087
長期前払費用	26	その他利益剰余金	2,708,087
長期前払見本帳費	95,396	繰越利益剰余金	2,708,087
見本帳製作仮勘定	280,421	自己株式	△60,586
繰延税金資産	132,429	評価・換算差額等	192,798
差入保証金	1,403,279	その他有価証券評価差額金	192,798
その他	529	純資産合計	8,538,592
貸倒引当金	△78,456	負債純資産合計	20,169,771
資産合計	20,169,771		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額	
売 上 高	27,615,185	32,770,286	
商 品 売 上 高	5,155,101		
売 上 原 価	17,130,284	21,141,115	
商 品 売 上 原 価	2,927,836		
商 品 期 首 棚 卸 高	17,825,484		
当 期 商 品 仕 入 高	20,753,321		
合 計	329,083		
見 本 帳 製 作 等 振 替 高	3,293,953		
商 品 期 末 棚 卸 高	4,010,830		
完 成 工 事 原 価			
売 上 総 利 益	10,484,900		11,629,171
商 品 売 上 総 利 益	1,144,270		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,188,941	
営 業 外 利 益		1,440,229	
營 業 外 収 益	1,079	44,959	
受 取 配 当 金 息	15,117		
受 取 産 債 貸 料	15,625		
不 動 産 賃 貸 金	6,489		
受 取 保 険 配 当 金	6,646		
雑 収 入			
營 業 外 費 用	14,329	70,837	
支 払 利 息	8,801		
手 形 売 却 損	23,177		
電 子 記 録 債 権 売 却 損	18,650		
不 動 産 賃 貸 費 用	5,878		
雑 損 失		70,837	
経 常 利 益		1,414,352	
特 別 損 失	8,264	8,264	
固 定 資 産 除 却 損			
税 引 前 当 期 純 利 益	307,857	1,406,087	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	168,408	476,266	
法 人 税 等 調 整 額			
当 期 純 利 益		929,820	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	1,956,543	1,956,543
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			—	△178,276	△178,276
当 期 純 利 益			—	929,820	929,820
自己株式の取得			—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—		—
当期変動額合計	—	—	—	751,544	751,544
当 期 末 残 高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	2,708,087	2,708,087

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△60,585	7,594,250	113,909	113,909	7,708,159
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△178,276		—	△178,276
当 期 純 利 益		929,820		—	929,820
自己株式の取得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	78,889	78,889	78,889
当期変動額合計	△0	751,543	78,889	78,889	830,432
当 期 末 残 高	△60,586	8,345,793	192,798	192,798	8,538,592

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

壁装材等内装材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

事務用品等 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び 定率法によっております。

賃貸不動産 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）

(リース資産を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38年～47年

工具、器具及び備品 5年～15年

無形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
工事損失引当金	請負工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、上記のほか、2003年3月31日に適格退職年金制度を廃止したことに伴い、廃止時における退職一時金額を確定し、年金資産を従業員に分配するとともに、年金資産が退職一時金額に不足する場合の不足額を計上しております。</p>

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

当社では、主に壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品、オフィス家具、事務用品等の販売を行っております。これらの商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 工事契約

当社では、請負工事契約を顧客と締結しており、一定の期間にわたり充足される履行義務は、少額もしくは期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、少額もしくは期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

(6) 商品見本帳の会計処理

製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、見本帳製作仮勘定として計上しており、製作完了後の商品見本帳にかかる製作費用の処理は、次のとおりであります。

① 定期的に改訂を行う商品見本帳の製作費用は、「長期前払見本帳費」として計上し、商品見本帳の改訂時から次期改訂時までの期間に応じ均等償却を行っております。

なお、そのうち1年以内に費用となるべき額は流動資産「前払見本帳費」として計上しております。

② 随時に発行する商品見本帳の製作費用は、商品見本帳配布時の費用として計上しており、未配布の商品見本帳にかかる費用は流動資産「前払見本帳費」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の適用要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、一部の借入金について金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性の評価を行っておりません。

■会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

■会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法による

完成工事高（未完成工事） 163,819千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、少額もしくは期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

一定の期間にわたり収益を認識するにあたっては、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 3,293,953千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

商品については過去の販売実績及び見本帳改訂予定時期等を考慮した基準に基づき将来の販売見込み数量を仮定し、これを超える数量について帳簿価額を切り下げしておりますが、経済環境等の変化により、見積額の前提とした仮定に変更が生じた場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

■貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	79,891千円
土地	441,249千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	214,700千円
一年内返済予定の長期借入金	467,691千円
長期借入金	768,805千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,950,323千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,097千円
--------	---------

4. 金融機関休業日満期手形

金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、事業年度末日が金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受取手形	73,988千円
電子記録債権	71,539千円
電子記録債務	13,590千円

■損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	80,012千円
その他の営業取引	1,859千円

2. 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物	8,095千円
工具、器具及び備品	169千円

■株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,662,100	—	—	12,662,100
合計	12,662,100	—	—	12,662,100
自己株式				
普通株式	367,153	1	—	367,154
合計	367,153	1	—	367,154

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	178,276千円	14.50円	2022年12月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年3月28日開催の第83回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	178,276千円	14.50円	2023年12月31日	2024年3月29日

■税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	299,020千円
減損損失	153,025千円
商品評価損	112,834千円
賞与引当金	97,516千円
廃番品見切損	32,368千円
資産除去債務	27,549千円
差入保証金評価損	25,703千円
貸倒引当金	24,876千円
未払事業税	18,359千円
賞与引当金法定福利費	14,304千円
フリーレント賃借料	10,300千円
未払事業所税	9,854千円
投資有価証券評価損	7,856千円
その他	14,550千円
繰延税金資産小計	848,121千円
評価性引当額	△632,894千円
繰延税金資産合計	215,226千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	74,603千円
その他	8,194千円
繰延税金負債合計	82,797千円
繰延税金資産の純額	132,429千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割額	3.4%
評価性引当額の増減	2.3%
賃上げ促進税制による税額控除	△3.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9%

■リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動倉庫設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

■金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金、また未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金のうちゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入居保証金は貸主、営業保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金、また未払金、固定資産購入等電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金、長期借入金並びにリース債務は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後5年11ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。なお、当該変動リスクについて一部デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記1.重要な会計方針(7)ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

外部信用調査機関の信用情報等を活用した与信管理を行うとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、一部金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成及び更新をするとともに、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	426,270	426,270	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金(※3)	78,456 △78,456		
(3) 差入保証金	— 1,403,279	— 1,290,207	— △113,071
資産計	1,829,549	1,716,478	△113,071
(1) 長期借入金(※4)	1,325,381	1,323,640	△1,740
(2) リース債務(※5)	138,951	139,215	263
負債計	1,464,333	1,462,856	△1,476
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」、「預り金」、「固定資産購入等電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	30,149
出資金	4,805

(※3) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※5) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	426,270	—	—	426,270
資産計	426,270	—	—	426,270

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,290,207	—	1,290,207
資産計	—	1,290,207	—	1,290,207
長期借入金	—	1,323,640	—	1,323,640
リース債務	—	139,215	—	139,215
負債計	—	1,462,856	—	1,462,856
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

主な差入保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

■収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	損益計算書 計上額
	インテリア 事業	スペース ソリューション 事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	26,222,361	5,552,611	31,774,973	—	31,774,973
一定の期間にわたり移 転される財	—	995,312	995,312	—	995,312
顧客との契約から生じ る収益	26,222,361	6,547,924	32,770,286	—	32,770,286
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	26,222,361	6,547,924	32,770,286	—	32,770,286
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	26,222,361	6,547,924	32,770,286	—	32,770,286

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記1.重要な会計方針(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

■持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

■関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

■1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 694円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75円63銭 |

■重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 鈴木 智喜
業務執行社員
指定社員 公認会計士 守安 茂弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リリカラ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

リリカラ株式会社 監査等委員会

監査等委員 (社外) 増子 文明 ㊟

監査等委員 (社外) 伊東 亜矢子 ㊟

監査等委員 (社外) 菅 弘一 ㊟

監査等委員 (社外) 原井 武志 ㊟

以上

<メモ欄>

<メモ欄>

A series of 15 horizontal dashed lines for writing notes.

<メモ欄>

A series of 18 horizontal dashed lines for taking notes.

<メモ欄>
